

名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第23号

名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市民生委員の定数を定める条例（平成26年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

「 4, 481人」を「 4, 502人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7年12月 1日から施行する。